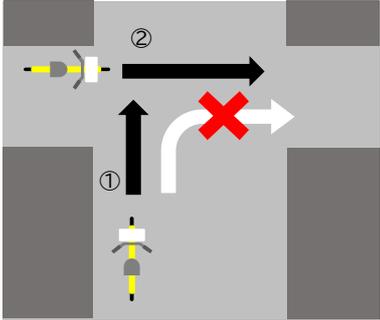


## 自転車のルールテスト(中学生)(解説)

	問 題	こたえ
1.	<p>自転車歩道を走るときは、歩行者がいなくてもすぐに止まれるスピードで走行(徐行)する。</p> <p>(解説)歩道は「歩行者のための道」です。自転車で歩道を走るときはすぐに止まれるスピードで、歩道の車道側を走りましょう。歩行者(特に子どもや高齢者)は予想と違う行動をする可能性があるので十分注意しましょう。</p>	○
2.	<p>この標識がある歩道は歩行者用道路であるため、自転車で走ってはいけません。</p> <p>(解説)これは普通自転車歩道通行可の標識です。この標識のあるところでは、自転車で歩道を通行することができます。自転車で歩道を走るときは、車道寄りを通ります。また、歩行者が危ないと思ったときは一度止まって自転車から降りて通行しましょう。</p>	×
3.	<p>自転車横断帯がある交差点ではその中を通って渡らなければならない。</p> <p>(解説)問題文のとおりです。自転車横断帯がない交差点では、車道を走っているときは車両用の信号に従ってそのまま車道を、歩道を走っているときは歩行者用の信号に従って横断歩道を通って渡りましょう。(信号機については問5の解説を参照)</p> <p>※現在、兵庫県内では自転車横断帯の撤去を進めています。撤去後は解説文のとおり通行しましょう。</p>	○
4.	<p>歩道がない車道に白線で区切られたスペースを路側帯といい、白線が1本でも2本でも自転車で通行することができる。</p> <p>(解説)線が1本の路側帯は自転車で通行できますが、線が2本のもは歩行者専用の路側帯のため自転車は通行することができません。路側帯を通行するときは、車道の左側にあるほうを通ります。また、路側帯の中を走るときは歩行者のじゃまにならないように、すぐに止まれるスピードで走りましょう。</p>	×
5.	<p>車道を走っているときは、①の信号機があっても②の信号機に従う。</p> <p>(解説)車道を走っているときは②の信号機(車両用信号機)に従います。しかし、①の信号機(歩行者自転車専用信号機)があるときは、車道を走っていてもこれに従います。その場合は自転車横断帯の中を通らなければなりません。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>①歩行者自転車専用信号</p>  <p>自転車横断帯があるとき ⇒歩行者自転車専用信号に従い</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>②車両用信号機</p>  <p>車道を走っているとき ⇒車両用信号に従う</p> </div> </div>	×

## 自転車のルールテスト(中学生)(解説)

問 題	こたえ
<p>6. 車道を右に曲がる時は、車道の右側に寄ってから曲がる。</p> <p>(解説)自転車でも右に曲がる時は図のように2回に分けて進みます。これを「二段階右折」といいます。問題文のように右側に寄って曲がることや、図の白色の矢印のように曲がることはできません。</p>	 <p style="text-align: right;">×</p>
<p>7. 自転車はタイヤやチェーンが正常に動く状態で、ライト、ブレーキ、反射材、ベルをつけていないと道路を走ることができない。</p> <p>(解説)問題文のとおりです。自転車に乗る前は「ぶたはしゃべる(ブレーキはきくか、タイヤに空気が入っているか、反射材はついているか、車体に異常はないか、ベルは鳴るか)」を確認しましょう。</p>	○
<p>8. 自転車に乗るときはヘルメットをかぶらなくてもよい。</p> <p>(解説)自転車事故で亡くなった人の約半分が頭の傷が原因となっています。ヘルメットはあなたの頭を守る大事なものです。自転車に乗るときはヘルメットをかぶるようにしましょう。</p>	×
<p>9. 歩道に歩行者がいて通れないときは、よけてもらうためにベルを鳴らしてもよい。</p> <p>(解説)危険を防止するためやむを得ないときは以外、ベルを鳴らしてはいけません。</p>	×
<p>10. 警察が自転車の交通ルール違反を取り締まる制度を「青切符制度」といい、自転車に乗りながらスマホを操作して青切符を渡された場合は5,000円の反則金を払わなければならない。</p> <p>(解説)自転車に乗りながらスマホを操作した場合の反則金は、12,000円です。危険なながらスマホ運転は反則金ではなく前科がつく場合もあります。危険ですので絶対にやめましょう。</p>	×
<p>11. 一時停止の標識があるところや道路に「止まれ」と書かれているところは、自転車も止まらなければならない。</p> <p>(解説)問題文のとおりです。一時停止がないところでも、スピードをおとして車や人が飛び出してこないかを確認しましょう。</p>	○
<p>12. 踏切の警報機がカンカン鳴っているときは、渡りはじめてはいけません。</p> <p>(解説)問題文のとおりです。カンカン鳴っている踏切を渡りはじめた場合の反則金は7,000円です。警報機が鳴っているときは無理に渡らず次の踏切が開くまで待ちましょう。</p>	○
<p>13. 赤信号で横断中に車とぶつかったが、けがもなく、自分が悪いので警察には通報しなくてよい。</p> <p>(解説)交通事故があったときは、ケガがなくても、警察に事故の報告をしなければいけません。家族や先生などまわりの大人に相談しましょう。</p>	×
<p>14. 自転車は車の仲間に含まれない。</p> <p>(解説)自転車は車の仲間であり、「軽車両」というものに含まれます。車の仲間であることを意識し、交通ルールを守りましょう。</p>	×

## 自転車のルールテスト(中学生)(解説)

問 題		こたえ
15.	<p>大人は自転車保険に加入しなければならないが、13歳未満の子どもは加入しなくてもよい。</p> <p>(解説)兵庫県では、県のきまりで、自転車に乗る人すべてに自転車損害賠償保険の加入が義務付けられています。</p> <p>自転車保険は自分がケガをしたときだけでなく、相手にケガをさせたときのためにも入らなければなりません。</p> <p>神戸市で自転車事故を起こした小学生に約1億円の損害賠償を支払う命令がされました。大人や子どもに関係なく、自転車で事故を起こせば多額のお金を支払わなければなりません。自転車損害賠償保険に入っていればその保険からお金が支払われる場合があるため、保険の加入が義務となっています。</p>	×